

岩手県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ワークイン	花巻市松園町一丁目 6番1号	上閉伊郡大槌町末広 町6番40号	つくし薬局館合店	宮古市館合町1番 5号	平成24年11月1日
株式会社ワークイン	花巻市松園町一丁目 6番1号	上閉伊郡大槌町末広 町6番40号	つくし薬局川崎店	一関市川崎町薄衣 字久伝17番地1	〃

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者			介護予防事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ワークイン	花巻市松園町一丁目 6番1号	上閉伊郡大槌町末広 町6番40号	つくし薬局館合店	宮古市館合町1番 5号	平成24年11月1日
株式会社ワークイン	花巻市松園町一丁目 6番1号	上閉伊郡大槌町末広 町6番40号	つくし薬局川崎店	一関市川崎町薄衣 字久伝17番地1	〃